

2024年1月22日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

能登半島地震が突きつけた災害対策等の課題を直視して、 女川原発2号機再稼働への地元同意を取り消し、県独自に 安全性を検討する場の設置、避難計画の再検討を求める要望書

女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション
原発問題住民運動宮城県連絡センター

1月1日に発生した能登半島地震は、マグニチュード7.6、最大震度7、志賀町では観測史上最大の地震加速度2828ガルが記録されました。国と地方自治体は、防災対策の全面的な再検討を余儀なくされており、とくに原子力安全と原子力防災で、北陸電力志賀原発で発生した事象をふまえた見直しが緊急に求められています。

そのさなかに東北電力が1月10日、女川原発2号機の安全対策工事完了と再稼働が、ともに「数カ月程度遅れる」と発表しました。完了延期は実に7回目ですが、今回は新たな工事完了時期をその場で示すことさえできませんでした。東北電力の技術力・工程管理能力に対して、深刻な不信を抱かせる事態となっています。

これらの事態は、女川原発2号機再稼働に関わる審査や行政手続きの前提をくつがえすものが含まれています。そこで、県民の安全を守る責務を有する貴職に、以下の3点を緊急に要請いたします。

1、女川原発2号機再稼働に与えた「地元同意」を取り消すことを求めます。

能登半島地震で動いた断層は約150km（地震調査委員会）とされていますが、北陸電力は96kmと過小評価していました。原子力規制委員会は、「能登半島地震の知見の収集」を指示しましたが、女川を含めて全国の沿岸海域で活断層の検証と基準地震動の再評価が必要になっています。

鳥取県の平井伸治知事は2018年の地震想定をふまえて「震災対策アクションプラン」を見直していましたが、1月11日に能登半島地震をふまえてさらに見直すことを発表しました。

ところが宮城県では、昨年11月に「宮城県第五次地震被害想定調査最終報告書」が公表されましたが、それを踏まえ対策はまだ作成されておらず、原子力防災計画の見直しも行われていません。

能登半島地震では、地震動と地盤の液状化で住家に甚大な被害があり、屋内退避を原則にしている避難計画では原発事故時に住民の被ばくを防げないことがハッキリしました。また、道路の寸断による避難行動の困難が、とくに半島部で大きいことが浮かび上がりました。損傷と停電に寄るモニタリングポストの欠測が多数発生

し、原発事故時の避難計画の検証がどの原発にも求められています。

そこで、地震と安全対策の検証、避難計画の見直しについて、能登半島地震が突き付けた課題もふまえて早急に再検討することを求めるものです。その取り組みナシに女川原発が再稼働することは、あってはならないことで、地元同意をいったん撤回することを求めるものです。

そして、その期間に、原子力事業者としての東北電力の姿勢と能力も問い直す必要があると考えるものです。

2、もう一度、県独自で、女川原発の安全性について専門家による検証を行なう場を設定するよう求めます。

私どもは、村井知事が専門家・有識者を招集して設置した「女川原発 2 号機の安全性に関する検討会」を再設置することを繰り返し求めてきました。それは、同検討会が2020年7月に報告文書を提出した後になってから、女川原発では様々な事故やトラブル（硫化水素発生事故等）が発生し、東北電力も新たな安全対策工事や対処をしてきたにもかかわらず、県として専門的な安全性の検討・検証を一切行っていないからです。

少なくとも以下の項目についての検討・検証が必要だと訴えてきました。

1. 圧力抑制室（サブプレッションチェンバー）の耐震補強工事
2. 電線管の火災防護対策工事
3. 水素爆発対策（フィルターベントを使用を追加）
4. 特定重大事故等対処施設
5. 使用前事業者検査による検査結果の公表に対する検討

圧力抑制室の耐震補強工事は、直径50m、断面の直径10mの巨大なドーナツ状の圧力抑制室に追加部材を組み入れて溶接するという、東北電力自身が「過去に例のない」というほどの大工事であり難工事でした。本当に工事が完遂されたのか、圧力抑制室が1000ガルに耐えられるようになったのか、地元自治体として専門的な検証が必要です。

水素爆発防止対策は、地元同意の後で、PAR（静的触媒式水素再結合装置）で水素を取り除くという対策から、放射能を含むガスを放出する方針に転換しました。

安全対策工事完了延期の理由となった「電線管の火災防護対策工事」も、特定重大事故等対処施設も、安全性検討会では検討されたことはありません。

原子力規制庁の「使用前検査」が電力会社の「使用前事業者検査」に変更されました。検査制度の変更後に再稼働に向かっているのは女川原発が初めてで、検査結果を公表させるためにこれまで以上に県政が役割を果たす必要があります。

このような要望に対して、これまで貴職は、定期開催している「環境保全監視協議会」や「環境調査測定技術会」で行う旨の回答をしてきましたが、現実の「協議会」「技術会」では、上記の項目についてほとんど議論していません。

私たちが望むのは、様々な事故やトラブルの再発防止策は立てられたのか、安全

対策工事はどのように進められたのか、十分な安全対策となったのか、とり残された問題はないのか、そして本当に女川原発 2 号機をこのまま動かしていいのかを、県民にオープンにしながら、専門家が集中して検討・検証する場の設置です。

加えて、能登半島地震により志賀原発では、旧・原子力安全・保安院の時代に設定された基準地震動を超える地震加速度が記録されました。専門家の中には、「強地震動の研究は原子力発電所の安全に寄与できるほどには成熟していない」（野津厚氏）という意見が根強くあります。同検討会を再設置して、能登半島地震の知見をふまえて女川原発の基準地震動や地震対策を再検証すべきです。

女川原発 2 号機がもし再稼働されるとすれば、2011年3月11日の大震災以来、東日本で初めてで、また福島原発と同じ型式のBWR（沸騰水型）でも初めての再稼働となります。全国的にも注目される中で、貴職が真に「安全を最優先する」（1月11日の発言）のであれば、自主的かつ主体的に女川原発の安全性を検討・検証するよう、重ねて要望いたします。

3、能登半島地震の知見を集め、避難計画等に反映し、抜本の見直しを行うことを求めます。

能登半島地震では土砂崩れなどで道路が寸断され、通信環境も悪化し、半島部の全域に「陸の孤島」と化した孤立集落が多発しました。住民は地震・津波からの避難で精いっぱい、もし志賀原発が稼働中で放射能が漏れる事故が起こったとしても、広域避難等の対処はまったくできなかつたことは、誰の目にも明らかです。

能登半島地震は、地震・津波と原発事故の複合災害時の危険、とくに半島部の地理的リスクを現実のものとして突きつけたと言えます。このことは、牡鹿半島の付け根に位置する女川原発にそのまま当てはまるものです。

具体的には、女川原発の事故が地震・津波と同時に発生した場合に、仙台市をはじめ避難先自治体の多くが、避難する女川周辺住民の受け入れに「対応できない」と回答しています。複合災害時の問題に正面から向き合う避難計画に、抜本的に見直すよう求めます。

原発が重大事故を起こした時の避難計画は、モニタリングポスト等の放射線量率の測定値をもとにして住民避難を指示することになっていますが、能登半島地震では装置の損壊や停電による欠測が多数発生し、適切な避難指示ができない欠陥があることが露呈しました。モニタリングポスト等の観測値だけに依存していることの問題点について、昨年9月23日に日本学術会議が「放射性物質拡散予測の積極的な利活用を推進すべき時期に来たと考えます」という提言を公表しています。政府にも問題提起し、真剣に検討することを求めるものです。

公表された「宮城県第五次地震被害想定調査最終報告書」にもとづき、浸水域や避難道路を見直す検討と具体化を急ぎ、それをふまえた避難計画に改めてください。

能登半島地震の教訓を最大限にくみ取り、それを避難計画等に反映して、抜本の見直しを行うことが不可欠です。そのことを県として女川地域原子力防災協議会などに積極的に提起して、女川原発周辺の住民の安全の確保を図ることを求めます。

要望事項は以上の3点ですが、私たちは女川原発の再稼働は中止すべきだとあらためて訴えるものです。

原発は重大事故の危険がなくなっておらず、事故時に住民が被ばくしないで避難することは絶望的に困難です。原発はすでに経済性を失い、女川原発の再稼働も電気代を高止まりさせるだけです。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）には、原発が地球温暖化対策を阻害するという報告が提出されています。核燃料サイクルは行き詰まっており、再稼働は処理が困難で天文学的な経費を要する使用済み核燃料と「核のゴミ」を増やすだけです。

岸田政権による原発推進策を中止して、省エネと再エネの普及・開発を中心にして、「原発ゼロ」による気候危機打開に正面から取り組む日本に前進することを、能登半島地震をふまえてあらためてアピールするものです。

以上

連絡先 022-373-7000（篠原）